

新退職手当制度の概要②

— 退職手当の調整額 (前編) —

前月号においては、本年六月一日から施行されました新たな退職手当制度における大きな改正点の一つである支給率の変更についてご説明しました。

今月号においては、もう一つの大きな改正点である計算方法の変更についてご説明します。

◎従前の計算方法

改正前の退職手当は、原則として次のとおり計算されていきました。

【改正前の退職手当の計算方法】

$$\boxed{\text{退職時の給料月額}} \times \boxed{\text{支給率}} = \boxed{\text{退職手当額}}$$

例 退職時の給与月額 480,000円
退職事由 定年退職
勤続年数 34年
(計算式)
 $480,000 \times 57.72 = 27,705,600$
退職手当額 27,705,600円

ご覧のように、退職手当の計算はいたってシンプルです。なお、計算

の基本となる退職時の給料月額及び支給率について簡単にご説明しておきます。

【退職時の給料月額】・原則として退職日における給料月額(本俸)を指し、給料の調整額や退職日の特別昇給(退職時特昇)は含みますが、手当や退職日の一年前から退職日の前日までの間に行われた退職を理由とした特別昇給(退職予定特昇)は含みません。

【支給率】・退職事由と勤続年数で決定されます。退職事由は、普通退職(いわゆる自己都合退職)、定年退職、勧奨退職等が代表的な退職事由となります。勤続年数は、職員となった日の属する月(職員となった日の前に通算される期間があればその期間も含みます)から退職した日の属する月までの月数により計算しますが、一年に満たない月数は原則として切り捨てます。(なお、退職事由別、勤続年数別の支給率について前月号の表1を参照してください。)

◎新制度における計算方法

では、新制度における退職手当の計算方法はどのように変わったのでしょうか。

新制度においては、従前の計算方法により算出した額を「退職手当の基本額」とよび、これに新たに創設された「退職手当の調整額」を加えたものが退職者に支給される退職手当額となります。

【新制度の退職手当の計算方法】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{\text{支給率}} = \boxed{\text{退職手当の基本額}} \dots A \\ \boxed{\text{調整月額}} \times \boxed{60\text{月}} = \boxed{\text{退職手当の調整額}} \dots B \\ A + B = \text{退職手当額} \end{array}$$

なお、「退職日給料月額」は、従前の計算方法における「退職時の給料月額」と基本的には同じですが、前号において、既にご説明したように、構造改革を伴う給与制度の切替日前日に支給されていた給料月額との差額は含みません。

◎退職手当の調整額

調整額は、在職期間中の貢献度を勤続年数に中立的な形で退職手当に反映させる部分として、今回の改正により初めて導入されました。

基礎在職期間の各月ごとにその者が属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうち、その額が多いものから順に六十月分の調整月額を合算した額が調整額となります。

【基礎在職期間】・退職手当の支給対象となる引き続いた在職期間の最初から最後までをいいますが、実際に調整額を計算する際には、規定により平成八年四月一日以降の期間に限定されます。

【職員の区分】及び【調整月額】については条列上次の表のとおり定められています。

職員の区分	調整月額
第1号区分	50,000円
第2号区分	45,850円
第3号区分	41,700円
第4号区分	33,350円
第5号区分	25,000円
第6号区分	20,850円
第7号区分	16,700円
第8号区分	0円

◎貢献度の考え方

調整額は、在職期間中の貢献度を反映させる部分であることは述べま